

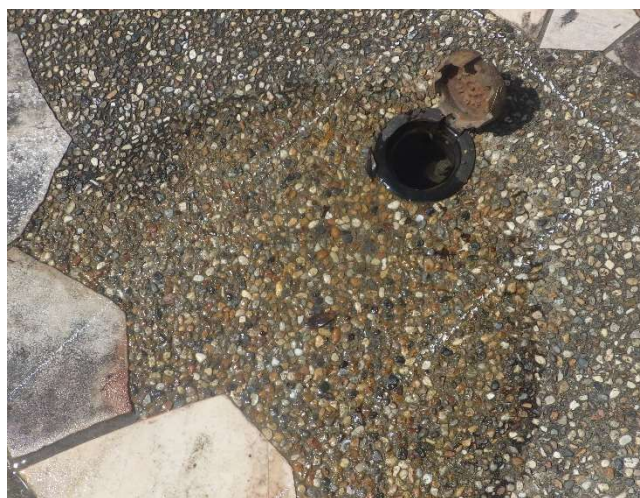
②水道メーターより道路側（一次側）の漏水について

写真のように、敷地内が濡れている・水が湧き出ている場合は、お客さま所有の水道管の漏水の可能性がありますので、上下水道局へご連絡ください。

メーターから道路側の漏水修理は、上下水道局のサービス（お客さまの費用負担無し）で行うことができます。ただし、以下の注意事項をご確認ください。

費用負担の注意事項

- ・給水装置（給水管・止水栓等）の維持管理区分（修繕範囲の区分）についてはホームページにて「給水装置に関する情報」を参照ください。
- ・立地条件（高低差・狭所等）や障害物などで復旧困難な場合は、最小限の対応（仮設配管等）のみとなり、本復旧はお客さまの費用負担となる場合があります。
- ・敷地内のタイルやブロック等を取り壊した場合は、モルタル程度の復旧となります。タイルやブロック等の費用負担はできません。
- ・修理箇所は漏水箇所のみです。



連絡先	平日 午前8時30分から午後5時15分 上下水道局水道課 給水係 0833-41-2110
	上記以外の時間帯（夜間・休日等） 御屋敷山浄水場 0833-41-0867